

2025 年 6 月 15 日

お客さま各位

福井市順化 1 丁目 1 番 1 号
株式会社福井銀行
代表執行役頭取 長谷川 英一

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への 休眠預金等の移管に関する公告

株式会社福井銀行は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）」（2018 年 1 月 1 日法施行）第 3 条第 1 項の規定に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について、次のとおり公告いたします。

1. 移管対象となる預金等

2015 年（平成 27 年）1 月 1 日から 2015 年（平成 27 年）12 月 31 日までの間に最終異動日等のあった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2026 年（令和 8 年）6 月 15 日

（※）法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日とは異なります。

3. 休眠預金等代替金の支払請求

預金保険機構への納付日において、当該預金等に係る預金債権は消滅するところ、消滅した当該預金等に係る預金者等であった者は、株式会社福井銀行を通じて預金保険機構に対し、当該預金等に係る元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払いを請求することができます。

詳細につきましては、お取引の店舗までご照会ください。

以上